

市道路線の廃止について

上記の議案を提出する。

令和6年(2024年)2月22日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止する。

路線名	起点	終点	幅員(m)	延長(m)	備考
鶴川 108号線	広袴二丁目 17番20地先	広袴三丁目 2番3地先	3.00	75.00	別図
鶴川 661号線	広袴町 536番6地先	広袴町 568番8地先	1.52	68.50	別図

市道路線の廃止略図

町田市広袴町、広袴二丁目、広袴三丁目 地内

市道 鶴川108号線(一部廃止)

市道 鶴川661号線(一部廃止)



廃止する区間

